



草の根技協(パートナー型)

2016年06月02日現在

本部/国内機関 : 東京国際センター

## 案件概要表

案件名	(和)アルトパラナ州青少年のための縫製技術、コンピューター技術職業訓練プロジェクト (英) Sewing and Computer trainings for youth in Alto Parana
対象国名	パラグアイ
分野課題1	教育-職業訓練・産業技術教育
分野課題2	情報通信技術(ICTの利活用を含む)-情報通信技術
分野課題3	
分野分類	人的資源-人的資源-職業訓練
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
署名日(実施合意)	2011年01月20日
協力期間	2011年02月01日 ~ 2016年01月31日

## プロジェクト概要

背景	パラグアイ共和国では、2008年に選出されたフェルナンド・ルゴ大統領が、過去約60年に及んだ保守政党(一時軍事政権)による支配的な政治から一転して、弱者救済を政策の柱の一つにすえて当選し、貧困層に向けて社会の底辺の底上げに乗り出した。しかし、世界同時経済不況の影響を受け、一昨年から顕著になった旱魃・農作物の不作など相次ぐマイナス要因も影響し、全人口のうちの貧困層の占める割合がそれまでの49%から、さらに52%(2008年12月)に悪化するという、貧困からの脱却がなかなか進まない社会的経済背景がある。
上位目標	職業訓練センターが自立的に運営され、地域住民の就労機会の増大に貢献する
プロジェクト目標	職業訓練センターの組織強化を通じ、対象地域の青少年の就労機会が増える
成果	1.縫製分野に関し、受講生のレベルが企業ニーズに見合うレベルに達する 2.IT分野に関し、受講生のレベルが企業ニーズに見合うレベルに達する 3.職業訓練センターの自立に向けて組織体制が強化される 4.生産者グループの活動が活発化する
活動	1)縫製技術研修 1-1)縫製技術研修を行うために必要な設備の設置 1-2)カリキュラムの編成と定期的改定 1-3)縫製技術訓練プログラムを4ヶ月間140時間にわたって行う。(4ヶ月140時間×14回) 1-4)技術マニュアルを作成する。 1-5)各研修終了時に作品コンテストを行い1年に一度ファイナルコンテストを行う。 2)ITスキル研修 2-1)IT技術研修を行うために必要な設備の設置と定期的メンテナンス 2-2)カリキュラムの編成と定期的改定 2-3)コンピューター技術プログラムを5ヶ月間120時間にわたって行う。(5ヶ月120時間×10回) 2-4)技術マニュアルを作成する。 3)職業訓練センターの組織体制強化 3-1)トレーナーの事前研修並びに定期的に研修指導を行う。 3-2)センタースタッフに組織運営、経営に関するトレーニングを行う。

- 3-3) 地域関係機関との協力関係構築のための広報活動を行う。
- 3-4) 地域関係機関との協力関係を継続するため、関係機関と定期的にミーティングを行う。
- 3-5) 職業訓練修了者の就職後の評価モニタリングを行う。
- 4) 生産者グループによる活動
  - 4-1) リーダー研修を実施する。
  - 4-2) 生産者グループ内で役割を分担する。
  - 4-3) 生産者グループが品質確保のための会議を行う。
  - 4-4) 国際展示会等に参加
  - 4-5) 市場調査及び販路開拓

投入

日本側投入

- ①人材
  - プロジェクトマネージャー(日本人)1名
  - 国内調整員(販路拡大・マーケティング)1名
  - 国内調整員(会計・報告書)1名
  - 国内調整員(フェアトレード等)1名
  - 国内調整員(補佐)1名
  - 専門家(デザイナー、縫製技術指導)
  - 現地調整員(プロジェクト経費は未計上)2名

相手国側投入

- ②資機材
  - コンピューター設備一式(PC25台、プリンター5台、机・椅子25セット等)
  - マシン設備一式(工業マシン24台、ロックマシン6台、アイロン9台、椅子等)
  - 車輛(自己資金で購入予定、但しガソリン代等のコストをプロジェクトで計上)

外部条件

- ①施設・設備(職業訓練センター用)
  - 縫製技術教室: シウダデルエステ・ヨコハマスクール
  - 職業訓練センター: ミンガ・グアス市文化センター内サロン
  - 職業訓練センター: エルナンダリア市立図書館内サロン
  - 職業訓練センター: プレジデンテフランコ市民センター内サロン
  - コンピュータ技術教室: シウダデルエステ市
- 生産者がグループで生産活動を行うことに価値を見出す。
- 地域の民間企業などが人材を必要とする。

実施体制

(1)現地実施体制

- 統括管理/IT・縫製担当(中山Javier)
- 総括管理補佐(Mirian Avaloz)
- 総括管理補佐(Isidro Irala)
- 運営管理/縫製(Lilian Gonzalez)
- 事務員(Teresa Sanguinez)
- 経理財務管理(Santiago Dominguez)
- 広報責任者(Emelda Acosta)
- 運転手(Nohema Gonzaloz)
- 縫製指導官(Ilda Notario)
- 縫製トレーナー(8名×12ヶ月=96ヶ月)
- 縫製トレーナー補助1
- 縫製トレーナー補助2
- 縫製トレーナー補助3
- IT指導官トレーナー(Oscar Higa)
- IT指導官(2名×12ヶ月=24ヶ月)
- マーケティングトレーナー(Martha Carsete)
- デザイン・カラーコーディネーター(Rocio Dominguez)
- 商品開発マネージャー(Yumiko Tamashiro)

(2)国内支援体制

- プロジェクトマネージャー(日本人)1名 現地4MM、国内5MM(年9か月、75%を経費として計上)
- 国内調整員(プロマネ補佐、販路拡大・マーケティング、専門家派遣調整)1名(年、国内調整日60日、販促業務等30日)
- 国内調整員(会計・報告書)1名(年、国内調整日80日)
- 専門家(デザイナー、縫製技術指導)

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

- 【援助重点分野】貧困対策  
 <開発課題> 社会サービスの充実、貧困層の生計向上、経済インフラの充実
- 【援助重点分野】持続的経済開発  
 <開発課題> 産業振興、環境
- 【援助重点分野】ガバナンス  
 <開発課題> ガバナンス強化



技術協力プロジェクト

2012年06月06日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

## 案件概要表

案件名	(和)看護・助産継続教育強化プロジェクト (英)Project for Strengthening Continuing Education in Nursing and Midwifery
対象国名	パラグアイ
分野課題1	保健医療-保健医療システム
分野課題2	ジェンダーと開発-ジェンダーと開発
分野課題3	保健医療-母子保健・リプロダクティブヘルス
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	保健医療改善
プロジェクトサイト	国立看護・助産継続教育センター(アスンシオン)
署名日(実施合意)	2007年11月16日
協力期間	2008年01月30日 ~ 2011年01月29日
相手国機関名	(和)厚生省国立看護・助産継続教育センター
相手国機関名	(英)INEPEO, Ministerio de Salud Publica y Bienestar Social

## プロジェクト概要

## 背景

パラグアイ国政府は、全ての国民が高品質かつ平等な保健医療サービスを受けられる社会を目指し、社会福祉厚生省主導のもと保健医療政策の改革を行っている。しかし、パラグアイ国南部では、農村人口の割合が高くかつ人口が散在しており、医療改革の遅れが顕著となっている。

パラグアイ国政府は、南部における保健医療サービス増進の鍵は、看護ならびに産科分野の人材育成であるとの認識を持ちつつも、前述の人口状況に加え、既存の研修システムを絡めた人材育成制度見直しが複雑なものであるため、同分野における効果的なアプローチの策定と実施に係る協力を日本政府に要請してきた。

これを受けて、わが国は技術協力プロジェクト「パラグアイ南部看護・助産人材継続教育強化プロジェクト」を2001年2月から5年間実施した。その結果、南部4県(ニェンブク県、ミシオネス県、イタブア県、カアサパ県)において看護・助産職者(准看護・助産師、看護・助産技術師含む)の継続教育研修がモデルとして確立された。さらに、全国レベルでの看護・助産継続教育のシステム作りに向けた取組み(看護師国家試験導入に向けた協力、カリキュラム作成等含む)が実施された。

同プロジェクトは2006年2月に終了したが、より良い保健医療サービスを全国レベル(パラグアイは首都アスンシオンと17県で構成)で展開するために、南部4県で得られた成果を他県でも同じように普及・発展させることが必要不可欠である。また、最新のパラグアイ国家保健政策(2005~2008年)で打ち出されている5つの指針の一つに「保健医療分野で働く人材の開発と継続教育の強化」があり、国として継続教育の重要性を認識し取り組んでいるところである。

2006年にはパラグアイ側実施機関である国立看護・助産継続教育センター(以下「INEPEO」とする)の自助努力により、研修対象県を2県(カアグアス県、パラグアリ県)追加し、同プロジェクトで得られた成果を普及させている。様々な課題に対応する必要がある保健医療サービスの向上のためには、全国への普及、更なる研修プログラムの作成と継続教育の実施が必要不可欠であるが、パラグアイ側のみでそれらを実施するには限界があるため、パラグアイ政府はわが国に技術協力プロジェクトを要請してきた。

上位目標 全国レベルでの看護・助産人材による保健医療サービスが改善する。

プロジェクト目標 12衛生行政区規模で看護・助産人材の継続研修を自立的に実施する基盤が強化される。

成果	<p>成果1: 小児・母性領域に関し、看護・助産人材に対する継続教育研修プロセスが確立・実施される。</p> <p>成果2: 小児・母性領域に関し、看護・助産人材に対する継続教育研修のモニタリング・評価方法が確立・実施される。</p> <p>成果3: 自立発展に向け人材・予算・組織づくり・行政支援が確保される。</p> <p>成果4: 看護・助産継続教育カリキュラムのうち基礎看護学、地域看護学の2領域に関する研修の基礎ができる。</p>
活動	<p>成果1に対応する活動: ①新規6衛生行政区において、各8名のファシリテーターを選出し、小児・母性領域に関する研修計画を作成する。②各衛生行政区8名のファシリテーターに対し、上記研修計画に沿った研修を実施する。③上記②の研修中、各衛生行政区の状況および研修受講者に適した「適応プログラム」を作成する。④新規6衛生行政区において、全看護・助産人材のデータベースを作成する。⑤新規6衛生行政区における研修計画を作成する。⑥新規6衛生行政区において、上記研修計画に沿った看護・助産人材に対する研修を実施する。⑦12衛生行政区において不足人員補充のための新人ファシリテーター養成研修を行う。</p> <p>成果2に対応する活動: ①新規6衛生行政区における研修モニタリング・評価の実施計画を策定する。②12衛生行政区においてモニタリング基準を用いた研修モニタリングを実施する。</p> <p>成果3に対応する活動: ①新規6衛生行政区において、継続教育運営委員会を発足させ、活動を定例化する。②新規6衛生行政区は研修・モニタリング経費確保のための活動を行ない、厚生省はこれを支援する。③厚生省は看護・助産人材の継続教育予算確保のための活動を行なう。④新規6衛生行政区におけるプロジェクト成果に関する普及活動を強化する。</p> <p>成果4に対応する活動: ①看護・助産継続教育カリキュラム作成委員会において、2領域の研修プログラムを作成する。②2領域研修プログラムに沿った研修マニュアルおよび研修教材・教具を作成する。③ナショナルファシリテーターに対する2領域の研修を実施する。④12衛生行政区ファシリテーターに対する「研修実施計画」を作成する。</p>
投入	
日本側投入	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 長期専門家の派遣(チーフアドバイザー／継続教育、業務調整／モニタリング)</li> <li>2) 短期専門家の派遣(基礎看護、看護管理、教材作成)</li> <li>3) 機材供与(ファシリテーター用研修機材)</li> <li>4) 在外事業強化費(INEPEOにおける研修実施経費、第三国からの専門家招へい経費、第三国への研修経費等)</li> </ol>
相手国側投入	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 人材の配置(カウンターパート、ナショナルファシリテーター、衛生行政区ファシリテーター)</li> <li>2) 研修施設(中央、地方)、プロジェクトオフィスの手配</li> <li>3) 機材(INEPEO所有の事務機器・実習用機材)</li> <li>4) プロジェクト運営費(水道光熱費、電話代、ガソリン代の一部)</li> <li>5) 衛生行政区での研修実施経費</li> <li>6) 研修モニタリング経費</li> </ol>
外部条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護・助産人材の研修場所としてINEPEOが確保されている。</li> <li>・小児・母性領域のナショナルファシリテーターが確保されている。</li> <li>・カウンターパートが異動しない。</li> <li>・育成されたナショナルファシリテーターおよび衛生行政区ファシリテーターが継続的に機能する。</li> <li>・厚生省の医療施設における看護・助産人材の数が現状より減少しない。</li> <li>・医療施設の数が現状より減少しない。</li> <li>・看護・助産人材の業務に最低限必要な資機材が少なくとも現状を保つ。</li> </ul>
実施体制	
(1)現地実施体制	<p>厚生省がプロジェクトの責任機関、INEPEOが実施機関となり、JICAから派遣される日本人専門家と密接に業務を遂行する主要カウンターパートは次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) プロジェクト・ダイレクター(プロジェクトの管理・実施の全体的な責任を負う): 厚生副大臣</li> <li>2) プロジェクト・マネージャー(プロジェクトの運営・技術的な事項の責任を負う): INEPEO所長</li> <li>3) INEPEO継続教育専門官、INEPEOラテンアメリカ継続教育ネットワーク専門官、INEPEO研修管理担当官</li> </ol>
(2)国内支援体制	なし
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	技術協力プロジェクト「パラグアイ南部看護・助産継続教育強化プロジェクト」(2001.2～2006.2)
(2)他ドナー等の援助活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) WHO: 組織強化、拡大予防接種計画(EPI)、リプロダクティブヘルス等の分野で支援を行っているほか、CIDAから拠出された予算をもとに厚生省が小児疾患の統合的管理(Integrated Management of Childhood Illness, IMCI) 普及を行なうための技術的な指導を行っている。</li> <li>2) UNICEF: 子どもの健康分野では、EPI、栄養改善プログラムを支援しているほか、北部のボケロンとアルト・パラグアイの2衛生行政区においてNGOに委託してコミュニティIMCIを普及している</li> <li>3) 米州開発銀行(BID): 現在実施中の借款は、1998年から医療サービスの地域化、地方分権化を目的として、人材強化、施設建設、機材整備などに投入されている。2005年から2007年までPCSB(基本的保健ケアプログラム)により母子保健に関連する17の疾</li> </ol>

病、80種類のジェネリック医薬品の過疎地への調達を支援し、中部地域5衛生行政区から東部地域全体10衛生行政区を対象として、供給体制の確立を支援している。

4) Plan Paraguay: 「南部看護・助産継続教育プロジェクト」終了後、INEPEO が自助努力で継続教育研修を拡大したパラグラリ、カグアスの2衛生行政区における研修費用を負担支援した。



有償技術支援－附帯プロ

2015年05月01日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

## 案件概要表

案件名	(和)配水網管理技術強化プロジェクト (英)The Project for Capacity Development of Distribution Network Management of ESSAP
対象国名	パラグアイ
分野課題1	水資源・防災-都市給水
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-公益事業-上水道
プログラム名	水・衛生改善
援助重点課題	持続的経済開発
開発課題	経済・社会インフラの充実
プロジェクトサイト	アスンシオン首都圏他、ESSAPが給水を行っている都市の一部
署名日(実施合意)	2010年12月23日
協力期間	2011年03月01日 ~ 2014年12月31日
相手国機関名	(和)パラグアイ衛生サービス会社
相手国機関名	(英)Empresa de Servicios Sanitarios del Paraguay S.A. (ESSAP)

## プロジェクト概要

## 背景

パラグアイ国(以下、パラグアイ)は、貧困・格差削減計画(ENRED、2004年)において、2015年までに全国の上水道普及率を80.5%に引き上げるという目標を打ち出しているが、上水道普及率は全人口の51.8%(衛生事業管理規制院 ERSSAN、2008年)に留まっている。

パラグアイの人口1万人以上の都市部では、パラグアイ衛生サービス会社(ESSAP)が上下水道の整備・運営・維持管理を担っているが、その施設の大部分はESSAPの前身である旧上下水道公社時代に整備されており、その後計画的な管の更新が行われてこなかったこともあり老朽化が著しい。

アスンシオン首都圏においては、1993年の上水道普及率は63%と非常に低い水準にあったが、1995年～1999年に実施された円借款「アスンシオン上水道整備事業(借款承諾額/実行額:約61億円/約55億円)」により、浄水施設、送水施設(送水ポンプ、送水管)、市内の一部における配水施設(高架水槽、配水池、配水管網94km)の新設が行われた結果、首都圏の上水道普及率は2005年時点で80%に改善した。

一方で、無収水率は計画されていたほどに改善されておらず、2008年時点で48%に達していることが判明した。その一因として、円借款事業の後にパラグアイ側が独自予算で進める予定となっていた2～3次配水管の更新が進んでいないことが考えられる。実際首都圏においては、1日平均96箇所水道管が破裂しており、莫大な修理費用が発生しているほか、多量の水道水漏出による事業収益の減少、舗装道路の破損等を引き起こしている。また、配水管網のブロック化が進んでいないため、供給水量・使用水量が把握できていないほか、首都圏の人口の急増に伴う不法接続等の増加にも対応できていないなど、無収水の管理に係る体制整備、技術力の向上が急務となっている。

このような状況を踏まえ、ESSAPは老朽管(主にアスベスト管)の更新も含めた配水ブロックの最適化及び無収水管理体制の整備を目的とし、上記円借款事業の開発効果の更なる発現に資するため技術協力プロジェクトを要請した。

プロジェクト開始後には、ESSAP本部技術者が地方支局技術者に対し自らが研修を行うことが想定されており、協力効果の全国展開も期待されている。

本要請を受けて、JICAは2010年11月に詳細計画策定調査を実施し、2010年12月23日付で討議議事録(R/D)を署名、交換した。2013年10月に終了時評価を実施したところ、パイロットプ

プロジェクトが4カ所中1ヶ所しか終了していないため、プロジェクトの延長が提言され、プロジェクトが延長されることとなった。

上位目標 ESSAPの給水サービスが向上する

プロジェクト目標 ESSAPの配水管網管理能力が強化される

- 成果
1. ESSAP本部が配水管網管理の必要性及び手法について理解する。
  2. モデル地区における実地訓練を通じて、ESSAPの無収水管理能力が強化される。
  3. モデル地区における実地訓練を通じて、ESSAPの水圧管理能力が強化される。
  4. ESSAP本部から地方支局に対して、配水管網管理技術が普及される。
- 活動
1. ESSAP本部が配水管網管理の必要性及び手法について理解する。
    - 1-1 既存配水管網の状況及び課題を分析する。
    - 1-2 配水管網管理のための準備作業(配水ブロック化、計測機器(流量計、水圧計)、減圧弁、空気弁等の設置、SCADA及びGISの適用など)に係る理論面での研修を実施する。
    - 1-3 配水管網管理手法(SCADAを活用した流量及び水圧のリアルタイムモニタリング、配管破裂に対する修理記録や漏水に係るGISデータベースの構築など)に係る理論面での研修を実施する。
    - 1-4 配水管網整備(管の更新及び最適化を含む)のための計画づくりに係る研修を実施する。
    - 1-5 配水管網管理技術全般に係る指針を作成する。
  2. モデル地区における実地訓練を通じて、ESSAPの無収水管理能力が強化される。
    - 2-1 無収水管理に係る研修を実施する(無収水の定義と構成要素、メーター不感水量、漏水の推定方法、漏水量の復元、漏水防止作業など)
    - 2-2 無収水管理に係るOJTを実施する(無収水管理チームの結成、漏水探査機材の使用に係る実習、モデル地区の選定、配水管網図の準備、現況調査の実施、モデル地区の水理的独立化、流量計・水圧計の設置、夜間最小流量の測定、漏水量の推定、漏水の探知及び補修、違法接続の探知・合法化、水道メーターの交換、など)。
    - 2-3 ESSAP本部スタッフがOJTの活動報告書を作成し、無収水管理技術マニュアルを作成する。
  3. モデル地区における実地訓練を通じて、ESSAPの水圧管理能力が強化される。
    - 3-1 水圧管理に係る研修を実施する(ゾーニング、中間ポンプ場の建設、減圧弁の設置、ウォーターハンマー対策、ポンプ圧送管の経済的管径の検討、配水管網の最大静水圧及び最小動水圧の設定など)
    - 3-2 水圧管理に係るOJTを実施する(水圧管理チームの結成、モデル地区の選定、現況調査の実施及び課題の分析、水圧の最適化に係る代替案の検討及び最善策の選定、最善策の実施、実施した対策の評価など)。
    - 3-3 OJTの活動報告書と水圧管理技術マニュアルを作成する。
  4. ESSAP本部から地方支局に対して、配水管網管理技術が普及される。
    - 4-1 ESSAP本部から支局への技術移転の現状を分析し、課題を特定する。
    - 4-2 ESSAP本部から支局への技術移転に必要な体制を構築する。
    - 4-3 研修プログラムのための教材を整備する。
    - 4-4 ESSAP地方支局向けの研修プログラムを実施する。
    - 4-5 実施された研修プログラムの有効性を評価し、今後の研修プログラムへの提言を取り纏める。
- 投入
- 日本側投入
- ・直営専門家(2名 配水管網維持管理アドバイザー、給水設備工事技術アドバイザー)
  - ・業務実施専門家(5名 必要に応じて追加)
  - ・本邦研修
  - ・ブラジルでの第三国研修
  - ・パラグアイ国内研修
- 相手国側投入
- ・漏水探査機材、プロジェクト車両等
  - ・カウンターパートの配置
  - ・モデル地区における実地訓練に必要な経費(資材費含む)
  - ・研修プログラムの実施経費(地方からの研修参加者の旅費、C/Pの日当・宿泊費含む)
  - ・施設(専門家執務室、研修施設、機材設置・保管スペース)の提供
  - ・ローカルコスト負担
- 外部条件
- (1)前提条件:
    - ・ESSAPが公営企業であり続ける
  - (2)成果達成のための外部条件:
    - ・研修修了者が離職しない
    - ・モデル地区での実地訓練に必要な資材がスケジュールどおりに調達される
  - (3)プロジェクト目標達成のための外部条件:
    - ・政策の変更等により、ESSAPの組織体制に大幅な変更が生じない
  - (4)上位目標達成のための外部条件:
    - ・パラグアイ政府(及びドナー等)がESSAPの配水管網整備及び維持管理に必要な投資を行う。

実施体制

- (1)現地実施体制 実施機関であるESSAP(衛生サービス公社)は、パラグアイ初の飲料水供給会社である旧CORPONASA(パラグアイ衛生事業団)を母体とし、2002年に設立された。アスンシオン首都圏8都市、地方主要都市20市約170万人へ水の供給事業を正職員1,281人で運営しているが一部の漏水整備・修理と資機材メンテナンスを外部委託している。ESSAPの組織構成として、水道網部門(Gerente de Red)が給水施設・設備の稼動とメンテナンスを任されており、かつ現場での指揮権限を有する。同組織の9つの部門のうち、技術部門(Gerente de Tecnico)、無収水管理部門(Unidad de Agua No Contabilizada)、首都圏周辺部水道網部門(Gerente de Redes Gran Asuncion)とプロジェクトの投入に関する計画・調整部門が共同し、プロジェクトを実施する。過去の3年間のESSAPの収入額は、専ら上下水道の使用料によるが、次の通りである(財政年度は1月～12月)。  
2006年:35,316千米ドル 2007年:36,822千米ドル 2008年:38,628千米ドル
- (2)国内支援体制 厚生労働省、国際協力専門員等。

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動 我が国によるパラグアイへの水セクター(都市給水のみ)にかかる援助実績は以下のとおり。  
(1)技術協力プロジェクト「水質管理・改善計画(2003-2006)」イカパライ湖流域及びアスンシオン首都圏地区における主要河川の水質モニタリング体制の確立。  
(2)円借款「アスンシオン上水道網整備事業(1995年L/A調印、2002年貸付完了)」6,068百万円(円借款承諾額)の借款により首都圏の上水道網整備を支援。
- (2)他ドナー等の援助活動 水・衛生分野における主要な援助機関は、世界銀行、米州開発銀行(IDB)、スペイン国際援助機構(AECID)、欧州連合(EU)等である。これまで主に都市部及び村落部の給水施設の整備などのハード面での協力が主に行われていたが、本プロジェクトのように、配水網管理技術に特化した技術協力は現時点では行われていない。主要他ドナーの活動は以下のとおり。

【世界銀行】

「水・衛生分野の近代化プロジェクト」(2009年12月～5年間の予定)。同プロジェクトは、公共事業・通信省(MOPC)、ESSAP、環境衛生局(SENASA)、衛生事業管理規制院(ERSSAN)、環境庁(SEAM)が対象機関であり、①ガバナンス、制度の近代化支援、②ESSAPの給水・衛生サービスの提供と制度の強化、③農村地域への水・衛生サービスの提供、保健教育とSENASAの制度強化をコンポーネントとする。  
対ESSAPでは、「優先される水と衛生分野の投資(Priority Water and Sanitation Infrastructure Investment)」に59.6百万ドルが準備されており、「無収水削減と効率化」の関連では、マクローメーターの設置、配水本管の布設替え、マイクロメーターの新設及び更新、無収水削減キャンペーンの実施、違法接続の発見と対策、水道料金徴収システムの改善などが行われる予定。



個別案件(専門家)

2014年12月18日現在

在外事務所 : パラグアイ事務所

## 案件概要表

案件名	(和) 地方分権政策および県開発計画策定支援 (英) Decentralization policy formulation and support for the development of Departmental Development Plans
対象国名	パラグアイ
分野課題1	ガバナンス-地方行政
分野課題2	ガバナンス-行政基盤
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	行政府機能改善
援助重点課題	その他
開発課題	その他
プロジェクトサイト	アスンシオン
署名日(実施合意)	2009年03月08日
協力期間	2009年03月08日 ~ 2011年03月07日
相手国機関名	(和) 大蔵省
相手国機関名	(英) Ministerio de Hacienda

## プロジェクト概要

背景	パラグアイ国(以下「パ国」)の公務員約170千人のうち、約77%が中央政府、約23%が地方行政関係者である。長年(約34年間)の独裁政権では、公務員は政権を維持する政策の一環としてみなされ、正当に育成されてこなかった。その後約18年間の民主主義が続いている中で、地方住民の強い圧力の下に、大蔵省が「優秀な省」をキャッチフレーズに分権ユニットの設置、県庁・市役所対応窓口を設置、厚生省は地方薬局(厚生省の薬局を地方にも設置した)を設置するなど、中央政府は徐々にではあるが地方分権に向けて取り組んでいる。地方分権政策及び地方分権法案策定に当たっては、他の援助機関(USAID, GTZ, IDB)が、草稿を作成し成立を働きかけたが、当時の政権・国会は、必要性を認めてこなかった。しかし現在、大蔵省は、過去の草稿を要点整理し、政府内での調整・協議に基づく分権政策の政府策定・国会承認・法律化の必要性を強く認識している。一方パ国企画庁は、従来より県開発計画策定作業を進めており、現在基礎調査が終了している。計画に基づく、一貫した地方開発計画実施のためには、県開発計画策定を支援し早期に同計画の政府内承認を得る必要がある。本件は中央政府と地方政府の関係者間で地方分権及び地方開発に関する知識の蓄積や情報の共有を図りながら、地方分権及び地方開発に関する政策・法案策定支援を図ると同時に、県開発計画策定の支援を図るものである。このたび、大蔵省から企画庁とも連携した上で地方分権制度を確立する必要があるとし、専門家派遣要請があった。
上位目標	政府・他ドナーの開発政策実施が、政策主導の開発目標に基づき調和的に実施され貧困削減に貢献する。
プロジェクト目標	政府主導で地方分権政策・県開発計画が作成され、行政の分権化・地方開発目標が統合・推進される。
成果	1. 地方分権計画(案)を作成し、省内承認が得られる。 2. 中央政府内と地方政府の関係者間で地方分権と地方開発計画の知識や情報が共有されるよう調整される。

	3. 県開発計画策定プロセスが支援されモデル計画が策定される。
	4. 地方分権開発に伴う政策・方針が完成・周知される
活動	<p>1-1. 過去において草稿された、地方分権政策案を収集し、比較分析する。</p> <p>1-2. 地方分権に関連するパ国の法律や関連規定を収集・考察する。</p> <p>1-3. 上記作業に基づき、地方分権政策案を作成し、大蔵省内、政府内での調整にかける。</p> <p>1-4. 必要であれば、地方分権と県開発計画を題材としたフォーラムやセミナーを開催する。</p> <p>1-5. カウンターパートとともに、地方分権の具体的な導入方法や、地方分権システムを検討する。</p> <p>1-6. 地方分権計画(案)の国会提出のための、大蔵省内承認を得る。</p> <p>2-1. 大蔵省と大統領府・企画庁間の連絡調整を図る。</p> <p>2-2. 各省庁(特に大統領府・企画庁)、県庁、市役所の企画局との連絡調整を図る。</p> <p>2-3. 中央政府および地方政府において公聴会を開催する。</p> <p>2-4. 地方分権計画や県開発計画に関する統計調査を実施する。</p> <p>3-1. 現在作業中の、県開発計画作成作業に、政策アドバイスを与え、その作成作業に協力する。</p> <p>3-2. 県開発計画と、地方分権計画の整合性を図る。</p> <p>3-3. 必要であれば、県開発計画の企画庁内承認のために協力する。</p> <p>4-1. 地方分権した開発計画及びその過程の広報に対するアドバイス。</p>
投入	
日本側投入	<p>1. 専門家派遣 本邦長期専門家派遣 12MM×2年=24MM</p> <p>2. 現地活動費 10万円/M×2年間=240万円</p> <p>3. コンサルタント備上(県開発計画策定に伴う調査・分析) 150万円×2回=300万円</p>
相手国側投入	<p>4. セミナー講習会、地方調査諸経費 30万円×5回=150万円</p> <p>1. カウンタパートの配置 各関係機関(大蔵省、企画庁、県庁、市役所)がC/Pを配置する</p> <p>2. 執務室の提供(机、椅子、電話等の必要器材を含む)</p> <p>3. 地方出張のための車輛・運転手の提供</p>
外部条件	パ国のガバナンスプログラム政策に大幅な変更が生じない。
実施体制	
(1)現地実施体制	大蔵省は納税、経済統合、財政の3部局から構成されている。本件C/P機関である地方分権化ユニットは2004年8月に大蔵省令526/04号で設立され財政部局の1ユニットである。スタッフは局長含め7名、同ユニットは関係機関(中央政府、地方政府、市民組織、NGO等)の参加を促進しつつ地方分権を支援することで、地方分権化の過程で説明責任を果たし、大蔵省の機能を強化することを目的としている。大統領府企画庁の開発局(局長含め5名)をもC/P機関として、同局が作成中の地方開発計画に対し、地方分権を視野に入れた地方開発計画策定に支援する。
(2)国内支援体制	なし
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<p>1)我が国の援助活動(有償資金協力等との連携について、案件名のみではなく、連携内容等についても言及する)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国・課題別計画策定経費「ガバナンス実態把握調査」(2003年)</li> <li>・国・課題別計画策定経費「地方自治体実態調査」(2003年)</li> <li>・国・課題別計画策定経費「大蔵省地方交付金配分にかかわる機能向上のための地方自治体財務諸表データベース作成調査」</li> <li>・技術協力プロジェクト「ロイヤリティー交付に係る大蔵省業務手続改善プロジェクト」(2006年7月～2007年12月)</li> </ul>
(2)他ドナー等の援助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IDB:地方自治体強化計画(1993年～1996年)</li> <li>・USAID:地方自治強化(1993年～1996年)</li> <li>・UNDP:持続的開発のための分権的参加型計画立案(1997年～2001年)</li> <li>・GTZ:行政機構地方分権化計画(1998年～2004年)</li> </ul>



技術協力プロジェクト

2013年10月02日現在

在外事務所 : パラグアイ事務所

## 案件概要表

案件名	(和) 地方自治体行政能力向上支援プロジェクト (英) Project for capacity development support of local government
対象国名	パラグアイ
分野課題1	ガバナンス-地方行政
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	行政府機能改善
援助重点課題	その他
開発課題	その他
プロジェクトサイト	アスンシオン市及び地方都市
署名日(実施合意)	2009年01月29日
協力期間	2009年01月29日 ~ 2012年01月28日
相手国機関名	(和) 大蔵省
相手国機関名	(英) Ministerio de Hacienda

## プロジェクト概要

背景	パラグアイ国(以下「パ国」)の憲法には、適正な地方開発推進による貧困削減の為に地方分権化を推進することが定められている。パ国二大ダム公団(イタイブ/ヤシレタ)から政府に納められる莫大なロイヤリティ収入は大蔵省から各地方自治体に交付されており、地方開発事業の重要財源となりつつある。今後も増加が見込まれる大蔵省によるロイヤリティ交付金を地方自治体が効率的且つ公正に運用する事は、地方開発・貧困削減の大きな鍵であり、ロイヤリティ財源を活用した地方分権化の為に適正な実施体制整備は喫緊の課題である。同省は「ロイヤリティ交付にかかる大蔵省手続き改善プロジェクト(2006年7月~2007年12月)」を通じ、ロイヤリティ事業の申請・手続き迅速化及び交付マニュアル整備を実施し、一定の成果をあげた。他方、地方自治体の行政能力不足や中央政府と地方自治体間のコミュニケーション不足(システム整備含む)、人材不足、制度の未整備等が課題として残っており、ロイヤリティが住民の生活向上の為に有効且つ適正に活用されていないケースが多い。本件は前述プロジェクトの成果を踏まえ、①大蔵省の財政管理システム(SIAF)の地方自治体とのオンライン化や、地方自治体の運営システム(会計システム含む)標準化(SIGEM)、②モデル事業の計画・実施・評価を通じた地方自治体の人材育成、③住民による計画段階での参加や事業成果のチェック機能改善等を進めることで、ロイヤリティ事業に係る大蔵省・地方自治体の行政能力向上のモデルを実証し、ひいては地方分権化支援を行うものである。
上位目標	地方行政の能力向上により、地方経済開発と貧困削減に貢献する。
プロジェクト目標	地方開発にかかる公費投資のプロセスと運営システムの改善により地方自治体の行政能力が強化される。
成果	1. 地方自治体の運営システムが標準化される 2. モデル事業の実施を通じた自治体の人材が育成される 3. 住民参加による事業成果のチェック機能が改善される
活動	1-1 SIGEM構築のため大蔵省と地方自治体間で基本デザインについて合意する 1-2 SIGEM構築のためのコンセプトデザインを確認・作成する

1-3 コンセプトデザインに基づきSIGEMシステムを構築し、運用マニュアル・維持管理マニュアルを作成する

1-4 SIGEMシステム運用者(市民含む)に対する研修を計画・実施する

1-5 SIGEMシステムのフォローアップ・評価・維持にかかる制度を確立する

1-6 プロジェクト対象外の自治体に対するSIGEMシステムの研修・普及プログラムを企画・実施する

2-1 インジケータに基づく対象市役所のベースライン調査を実施する

2-2 国内の対象外市役所及びブラジルの市役所を視察・研修する

2-3 対象市役所運営能力向上にかかる職員及び市民対象のセミナーを企画・実施する

2-4 対象市役所の職員に対し、市の運営メカニズム及び市が行う各プロジェクトのモニタリング方法について指導する

2-5 住民参加メカニズムにかかる研修・普及を実施する

2-6 プロジェクトの成果を他の市役所へ普及する

## 投入

### 日本側投入

1 第三国専門家

2 調査団派遣

モニタリング・評価

3 現地コンサルタント備上費(SIGEMシステム内容調査)

4 現地活動費

5 機材(SIGEMシステム構築用)供与

### 相手国側投入

1 モデル地方自治体に対するパソコン供与

2 地方分権化ユニットへのC/P配置

3 執務室の提供

### 外部条件

政府の地方分権促進政策及び、大蔵省のロイヤリティ配分に係る政策に変更がない

## 実施体制

### (1)現地実施体制

本件C/P機関である地方分権化ユニットは2004年8月に大蔵省令526/04号で設立された財政部局の1ユニットである。スタッフは局長含め7名であり、同ユニットと関係機関(中央政府、地方政府、市民組織、NGO等)の参加を促進しつつ地方分権を支援することで、地方分権化の過程で説明責任を果たし、大蔵省の機能を強化することを目的としている。関係する大蔵省内の部署は、予算局、会計局、IT局、地方分権ユニット、企画庁地方行政局および国際協力局である。

### (2)国内支援体制

JBPP案件であり、国内支援体制なし

## 関連する援助活動

### (1)我が国の

#### 援助活動

1)我が国の援助活動(有償資金協力等との連携について、案件名のみではなく、連携内容等についても言及する)

・ガバナンス実態把握調査(2003年)

・地方自治体実態調査(2003年)

・大蔵省地方交付金配分に係る機能向上のための地方自治体財務諸表データベース作成調査(2004年)

・メルコスール関税統一効果測定のためのマクロ計量モデルおよび産業連関表の策定プロジェクト(2006年3月～9月)

・ロイヤリティ交付に係る大蔵省業務手続改善プロジェクト(2006年7月～2007年12月)

・地方分権政策及び県開発計画策定支援専門家派遣(2009年3月～2011年3月)

### (2)他ドナー等の

#### 援助活動

GTZ:行政機構地方分権化計画(1998年～2004年)、USAID:地方自治強化(1993年～1996年)、UNDP:持続的開発のための分権的な参加型計画立案(1997年～2001年)、IDB:地方自治体強化計画(1996年～2001年) その他、OEIの協力による地方自治体の人材育成(2009年)IDB:公務員育成強化計画(2008年～2011年)



技術協力プロジェクト

2013年10月02日現在

在外事務所 : パラグアイ事務所

## 案件概要表

案件名	(和)精神遅滞症減少プロジェクト (英)Project for Reduction of Mental Retardation
対象国名	パラグアイ
分野課題1	社会保障-社会保険・社会福祉
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	障がい者支援
援助重点課題	格差是正
開発課題	社会サービスの充実
プロジェクトサイト	パラグアイ全地域
署名日(実施合意)	2008年08月21日
協力期間	2008年10月01日 ~ 2011年09月30日
相手国機関名	(和)厚生省精神遅滞防止国家プログラム
相手国機関名	(英)Programa de Prevencion de Fibrosis Quistica y del Retardo Mental del Ministerio de Salud Publica y B

## プロジェクト概要

背景  
パラグアイ(以下「パ国」)では先天性甲状腺機能低下症(通称クレチン症)、フェニルケトン尿症、嚢胞性線維症により発症する精神遅滞対策の為に、精神遅滞症防止国家プログラム(以下「国家プログラム」)が策定され、2004年4月の大統領令により、国家レベルで新生児マススクリーニングが実施されている。現在、同国家プログラムは公的機関としてはアスンシオン特別市にある第9保健センターにおいて実施されている。また、複数の民間ラボでも実施されている。しかしながら現時点では、パ国全17県及びアスンシオン特別市にある保健医療機関やコミュニティの国家プログラムを実施する能力は低く、検体(血液サンプル)が不適切に扱われたり、マススクリーニングのカバー率も約30%に留まっている。また、パ国は内陸国である為、食品にヨードが不足しており、クレチン症の発生等は他の中南米諸国に比べても圧倒的に高い。以上のことから、全新生児に対してマススクリーニングを実施し、検体検出→診断→治療開始までのプロセスを可能な限り短期間に実施する必要がある。これらの課題を解決する為には、地域保健医療機関やコミュニティへ研修を実施し、住民に新生児マススクリーニングの重要性を自覚させることが重要である。本プロジェクトによって新生児マススクリーニングの精度、カバー率が向上し、精神遅滞症が減少することが期待される。

上位目標  
パラグアイ国において精神遅滞症が減少する。

プロジェクト目標  
新生児マススクリーニングへの理解が深まることにより、スクリーニングのカバー率と品質管理が改善される。

- 成果
- 1.地域保健医療機関に対する標準研修・モニタリングプログラムが開発される。
  - 2.コミュニティに対する標準研修・モニタリングプログラムが開発される。
  - 3.新生児マススクリーニングを実施する為に、検査機関の組織・人員の能力が強化され、品質管理システムが確立される。
  - 4.新生児マススクリーニング検査の為に試薬作成に係る基盤が確立する。
- 1.1.地域保健医療機関向け新生児マススクリーニングの標準研修・モニタリングプログラムを作

## 活動

- 成する。
- 1.2.地域保健医療機関向けの新生児マススクリーニングの規則と手続きに関する手引書を作成する。
  - 1.3.地域保健医療機関の医療従事者に対して研修・モニタリングを実施する。
  - 1.4.地域保健医療機関に対する年次研修セミナーを実施する。
  - 2.1.コミュニティ向け新生児マススクリーニングの標準研修を作成する。
  - 2.2.コミュニティ向け新生児マススクリーニングの標準研修を実施する。
  - 2.3.コミュニティでのプロモーション活動の為にスポット広告を作成し、広報活動を行う。
  - 2.4.コミュニティでのプロモーション活動の為にDVD教材を作成する。
  - 2.5.メディアを通じた新生児マススクリーニングの普及の為に、ラジオ及びテレビ局と協定を結ぶ。
  - 2.6.精神遅滞症防止国家プログラムのWEBページの作成し、定期更新を行う。
  - 3.1.内部管理用紙作成のため、カウンターパート機関関係者に対して研修を実施する。
  - 3.2.パラグアイにおける新生児のTSH値のCut Off Pointを確定する。
  - 3.3.カウンターパート機関関係者に対してクレチン症、フェニルケトン尿症及び嚢胞性線維症の診断及び治療に係る研修を実施する。
  - 3.4.新生児マススクリーニングの品質管理委員会を組織化する。
  - 3.5.検査の品質管理システムを策定する。
  - 3.6.新生児マススクリーニングを実施している検査機関に対する検査能力の向上のための研修を行う。
  - 4.1.フェニルケトン尿症検出の為に試薬作成に係るプロトコル(実施要綱)を作成する。
  - 4.2.フェニルケトン尿症検出の為に試薬を作成する。
  - 4.3.フェニルケトン尿症検出の為に試薬実証試験を行う。

## 投入

### 日本側投入

1. アルゼンチン及びチリからの第三国専門家・コンサルタント(指導科目:品質管理、データ分析、クレチン症、嚢胞性線維症、フェニルケトン尿症)1週間×6名
2. 嚢胞性線維症診断に必要な機材供与
3. プロジェクトカウンターパート3名に対する第三国(アルゼンチン及びチリ)での研修費用
4. 新生児マススクリーニングが実施されている全17県及びアスンシオン特別市での研修・モニタリング費用
5. モニタリング車両購入
6. 教材・広報素材作成に必要な経費
7. 新生児マススクリーニング年次セミナー開催費用
8. 試薬作成に係る資機材購入

### 相手国側投入

1. カウンターパート7名(詳細は「実施体制」欄に記載)の配置
  2. 検体を収集する各地域保健医療機関から最低2名の担当者配置
  3. オフィススペースの確保及びローカルコスト(人件費、水道代、電話代、光熱費、消耗品等)
  4. 検体(血液サンプル)及び検査キット郵送費
  5. パ国の60%の新生児に対しての新生児マススクリーニング実施費用
  6. 国家プログラムで発見された患者への治療費(18歳までのホルモン治療)
- 外部条件  
国家プログラムが変わらないこと。

## 実施体制

### (1)現地実施体制

プロジェクトダイレクター1名、生化学者3名、秘書2名、小児科医アドバイザー2名(内分泌学、胃腸病学)、研修関連支援要員(Administrator)3名、データ登録担当2名、運転手1名(合計14名)+ボランティア2名

品質管理委員会のメンバー:医療施設監督局(Superintendencia de Salud)、厚生省プログラム総局(Dirección General de Programas del MSPyBS)、医療従事者及び医療機関管理総局(Dirección General de Control de Profesionales y Establecimientos de Salud)、パラグアイ化学者協会(Asociación Bioquímicos del Paraguay)

## 関連する援助活動

### (1)我が国の

#### 援助活動

- 1)我が国の援助活動
  - ・地域別研修「新生児マス・スクリーニング確立支援(クレチン症)2005年～2007年」(8名)
  - ・フォローアップ機材の供与(2006～2008年度)

### (2)他ドナー等の

#### 援助活動

- 他ドナー等の援助活動
- UNICEF:地域保健医療機関向けの新生児マススクリーニング関連教材、規則と手続きに関する手引書の作成・印刷費用。裨益対象者層に対する本案件の広報活動のインパクト調査。
- アルゼンチン生化学者協会:精神遅滞症防止国家プログラム及び民間ラボにおける検体分析の品質管理
- パラグアイ生化学者協会:品質管理委員会の承認
- PNUD:フェニルケトン尿症患者用のミルク購入(2011年1月)



技術協力プロジェクト

2014年09月13日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名	(和)経済危機対応中小企業支援プロジェクト (英)Project for the Support to Small and Medium Enterprises in the Existing Economic Crisis
対象国名	パラグアイ
分野課題1	民間セクター開発-中小企業育成・裾野産業育成
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	商業・観光-商業・貿易-商業経営
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	全国
署名日(実施合意)	2009年12月11日
協力期間	2010年03月23日 ~ 2010年04月21日
相手国機関名	(和)商工業省(MIC)、パラグアイ工業連盟(UIP)(パラグアイ品質生産性センター(CEPPROCAL))
相手国機関名	(英)MIC, Union Industrial Paraguaya(Centro Paraguayo de Productividad y Calidad)

## プロジェクト概要

背景	パラグアイ(以下パ国)では中小企業がGDPの14%、総労働人口の17.8%を占め、経済活動において重要な役割を果たしている。また、今般の経済危機によりスペイン等からの出稼ぎ労働者が大量に帰国しており、雇用確保の面から見てもその受け皿となる中小企業の重要性が増している。他方、パ国の中小企業政策の立案能力や中小企業に対する経営指導機関の能力は十分ではなく、今般の経済危機に対し適切な対応を取るためには関連人材の更なる能力向上が必要とされる状況にある。 本案件は、パ国の中小企業の経営改善や中小企業政策の分野において経験豊富な本邦専門家を活用し、パ国の中小企業及び中小企業支援機関への技術移転を行うことにより、パ国中小企業の関連人材の育成を図り、今般の経済危機の影響緩和を目指すものである。
上位目標	パ国において中小企業に対する世界金融危機の影響が緩和される。
プロジェクト目標	パ国における中小企業支援能力が我が国の支援により強化される。
成果	1.MIC、UIP、CEPPROCALの職員に対する集中講義により、政策立案能力および中小企業に対する指導能力が向上する。 2.中小企業経営者等に対する集中講義およびセミナーにより、参加企業の問題点が指摘され、改善策が議論される。また、CEPPROCAL職員にも一連の過程が共有され、指導能力向上が図られる。
活動	1-1 本邦専門家により、MIC、UIPを対象として日本の中小企業政策の最新動向が紹介される。 1-2 本邦専門家により、MIC、UIPを対象として日本の中小企業政策の具体的施策と好例が紹介される。 1-3 本邦専門家とMIC、UIP職員が、日本の中小企業施策とパ国の施策の違いについて議論

し、パ国状況に応じた支援策が検討される。  
2-1 本邦専門家とC/Pにより、中小企業経営者を対象とした日本の品質・生産性向上手法に関する集中講義が行われる。  
2-2 本邦専門家とC/Pにより、中小企業の経営者、管理職、社員等を広く対象とした、経営改善や品質・生産性向上に関するセミナーが行われる。  
2-3 CEPPROCALにより、上記講義及びセミナーにて議論された各企業の問題点が分析され、今後の中小企業指導方法に反映される。

#### 投入

日本側投入 日本人専門家4名(中小企業政策、中小企業診断、経営改善、品質・生産性向上)×1ヶ月＝4MM程度  
相手国側投入 講義・セミナー開催費用  
C/P、講義・セミナー会場、参加企業の選定  
外部条件 現政権の国家開発計画のひとつである、中小企業振興政策が継続される。  
商工省の基本4政策の一つである雇用促進のための中小零細企業振興政策が継続される。

#### 実施体制

(1)現地実施体制  
・商工省は1963年に法律841号により設立された。主たる業務は国内商工業振興、国内製品の流通・消費の促進、自由貿易競争下での国際貿易の促進、消費者保護、知的所有権保護と多岐にわたる。  
本省は商務部門(5局)、工業部門(4局)、総務部門(7部)。下部機関として地方支局(7箇所)、中小企業センター(GEPAE)、手工芸品振興センター(SPA)がある。  
・パラグアイ工業連盟(UIP)は、1936年に55の産業グループがエクスポ(産業見本市)を企画・実施したのを機に誕生した機関である。UIPは、会員を初めとし非会員に対し必要に応じたサービス(研修、セミナー、アドバイス等)を提供を実施し、企業の質、競争力、生産性を向上し国の経済開発に貢献することを目的とする。UIPは役員23名、正規職員数は20名で、その他に10～15名程度の外部講師・コンサルタントが在籍しており、全国にUIPの地方支部が5支部存在する。2003年の支出実績は約330千ドル、Gs289,425,929(約US\$49,055)の黒字決算である(会計報告による)。

#### 関連する援助活動

(1)我が国の援助活動  
・中小企業活性化のための指導者育成計画プロジェクト(2002～2006年)  
中小企業の経営改善や品質・生産性向上の指導者育成を目的とする。パ国は、このプロジェクトの成果を普及・発展させる機関としてパラグアイ品質生産性センターの設立を決定した。  
・パラグアイ品質生産性センター(CEPPROCAL)プロジェクト(2007年1月～2010年2月)  
中小企業へのコンサルティング活動と各種の研修・情報提供を活動の柱とする「パラグアイ品質生産性センター(CEPPROCAL)」に対し、同センターの機能強化のための専門家派遣、本邦研修、機材供与等を行うもの。



開発調査

2012年06月06日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

## 案件概要表

案件名	(和)小農支援のための総合的農村開発計画 (英)Plan of Integrated Rural Development for the Small Farmer
対象国名	パラグアイ
分野課題1	(旧)農業開発・農村開発-(旧)農村開発
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	小農自立化支援
プロジェクトサイト	パラグアイ国東部地域(全国17県の内、14県が対象)
署名日(実施合意)	2008年08月27日
協力期間	2008年12月01日 ~ 2011年08月31日
相手国機関名	(和)パラグアイ国大統領府
相手国機関名	(英)Presidencia de la Republica del Paraguay

## プロジェクト概要

## 背景

パラグアイ国(以下「パ」国)の全人口約600万人の内約48%は農村部に居住し(統計総局2002年)、こうした人々が生産する農産物は全体輸出高の40%、GDPの27.2%を占めている(統計総局2004年)。特に、全人口の96~97%が居住する東部地域は農業生産活動を営むのに適した地域で、大規模農家を中心に「パ」国経済を支える大豆等の生産地帯となっている一方、耕地面積が20ha以下の小規模農家(以下、「小農」)も分布しており、大規模農家の一人当たりGDP1万2千ドルに対し、小農は360ドルと、経済格差が拡大しており社会問題となっている。

小農の主な生計手段は農業だが、収益性の低い伝統的作物(マンジョカ、トウモロコシ、綿花等)の栽培、アクセスが容易な低利の融資制度の不備、土地利用方法・栽培技術・販売流通のノウハウの不足、進まぬ組織化などにより、安定的な収入を得るには至っていない。また、子孫への土地の分配に伴う農地面積の縮小に伴い今後より一層の生産量の低下が見込まれるとともに、土地無し農民による就業機会を求めた都市部への流入や土地の不法占拠等の事態を招いていることから、地場産業等の農業以外の現金獲得手段の振興や農村インフラの整備による農村地域の開発が必要となっている。

これら小農が抱える問題に対し、「パ」国政府は貧困削減及び社会的弱者支援を優先課題として取り組んできたが、公的機関が提供しているサービスの多くは大・中農を対象としており、小農がアクセスできていない。また、長期的な戦略の欠如、実施体制の未整備により効果的な支援ができておらず、行政に対する小農の不信感が年々高まっている。

このような問題を解決し、より効率的な小農支援を行うためには、小農に提供する公的サービスを見直すとともに、長期的な開発方針に基づく活動計画とその実施体制の構築・強化を含んだ総合的農村開発計画を策定する必要がある。また、これまでのドナー等の協力の中には小農支援において有用な技術やモデルがあることから、これらをレビューし、最大限活用した総合的農村開発計画を策定する。

上位目標 本調査によって提案された開発計画を活用し、公的サービスの効果的・効率的な提供を通じて東部地域の小農の生活の質が向上する

プロジェクト目標 1)東部地域における小農支援のための総合的な農村開発計画が策定される  
2)優先的支援地域における具体的な活動計画が策定される  
3)カウンターパート機関の小農支援のための総合的農村開発に関する調整能力及び事業運営管理能力が強化される

成果	1)対象地域の農村地域の現状及び開発の可能性が明らかになる 2)総合的な農村開発を実施するための開発政策、戦略及び具体的な活動計画が策定される
活動	<p>フェーズ1:現状分析と開発の可能性の検討</p> <p>1-1 「パ」国政府の小農支援政策、地方自治体を含む関連機関の機能・能力・実施体制・活動状況、制度、開発資金の量・種類・流れ等の調査・分析</p> <p>1-2 これまでの日本を含むドナーやNGO等の協力の調査・分析</p> <p>1-3 農業、地場産業及び小農の生活状況にかかる現状調査</p> <p>1-4 東部14県の概況調査によるサブ・リージョン区分と代表県の選定</p> <p>1-5 小農の生計向上に有望な農業・地場産業の選定</p> <p>1-6 選定県におけるテリトリアル・アプローチ(※)に基づくゾーニング</p> <p>1-7 阻害要因(直接原因、間接原因)調査と重要度の順位付け</p> <p>1-8 中央・県における参加型計画策定ワークショップの実施</p> <p>1-9 暫定戦略案(大戦略、個別戦略)の策定</p> <p>1-10 阻害要因調査結果を用いた個別戦略の順位付け</p> <p>1-11 個別戦略の実施仮説の設定とパイロット・プロジェクト案の作成</p> <p>1-12 パイロット・プロジェクト案の選定と実施対象市の選定</p> <p>1-13 市ワークショップの実施</p> <p>1-14 リージョナル・ワークショップの実施</p> <p>フェーズ2:継続調査と開発戦略策定・開発対象地域の精緻化とマスタープランの策定</p> <p>2-1 フェーズ2の調査方針の策定、先方政府との協議</p> <p>2-2 パイロット・プロジェクトの実施、モニタリング・評価</p> <p>2-3 開発対象地域(テリトリー)区分の精緻化および開発戦略策定のための調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開発戦略に関する調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市クラスター分析、政策・制度に関する調査(財政能力調査、地域開発戦略管理能力調査)</li> <li>○ 経済・生産に関する調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域経済統合の中核調査、農村生活実態調査</li> </ul> </li> <li>○ 社会・文化に関する調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民組織調査、農村ソーシャルキャピタル調査</li> </ul> </li> <li>○ 環境に関する調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農村環境/政策調査</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>2-4 開発戦略の策定</p> <p>2-5 マスタープラン実施体制の提案</p> <p>2-6 開発パートナーとの連携</p> <p>2-7 マスタープランの策定</p> <p>2-8 報告書の作成と発表</p> <p>※ 政策・制度、経済・生産、社会・文化、環境の各視点から類似の地域を開発対象地域として定め、対象地域の関係者の参加型による計画策定・実施を行う手法</p>
投入	
日本側投入	<p>1)コンサルタント (第1年次)</p> <p>総括/開発行政、地場産業振興/組織/制度、農業開発、農村生活改善、流通/販売/市場調査、融資制度、農村インフラ、参加型開発/パイロット・プロジェクト管理、業務調整/広報、産業経済分析/産業経済政策(※)、地域開発計画/行政制度(※)、事業実施体制/ドナー協調/官民連携(※)</p> <p>※団員3名は1年次調査途中に追加</p> <p>(第2年次)</p> <p>総括/産業経済分析、副総括/行政/組織/制度、テリトリアル・アプローチ、環境配慮/環境政策、農業開発、農業開発計画/農村生活、地場産業振興/流通/販売、実施体制/ドナー協調/官民連携、パイロット・プロジェクト管理、農村インフラ、社会文化/参加型開発</p> <p>2)その他 調査に必要な機材(車輛、車輛維持費) 先方政府とのマスタープラン内容に関する協議・合意形成に係る調査(セミナー実施など)</p>
相手国側投入	<p>1)カウンターパートの配置</p> <p>2)カウンターパートの活動経費</p> <p>3)調査用事務スペース</p>
外部条件	<p>政策的要因: 政権交代による実施体制の変更</p> <p>社会的要因: 対象地域の治安の悪化</p> <p>自然的要因: 大規模な旱魃、水害等の自然災害</p>
実施体制	
(1)現地実施体制	1)調査チーム(JICAが派遣する調査団及びC/Pであるユニットチーム(大統領府を中心に結成された省庁横断的な作業ユニット)から構成される)
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<p>開発調査: パラグアイ国「小規模農業強化計画」(JICA・1996～1997)</p> <p>技術協力プロジェクト:</p>

(2)他ドナー等の  
援助活動

パラグアイ国「大豆生産技術研究計画」(JICA・1997～2002)  
パラグアイ国「小農野菜生産技術改善計画」(JICA・1997～2002)  
パラグアイ国「酪農を通じた中小規模農家経営改善計画」(JICA・2002～2004)  
パラグアイ国「養蜂業の多様化支援」(JICA・2005～2008)  
パラグアイ国「農業総合試験場フェーズⅡ」(JICA・2005～2010)  
パラグアイ国「ダイズシストセンチュウ及びダイズさび病抵抗性品種の育成」(JICA・  
2006～2008)  
パラグアイ国「南東部小農強化計画」(JICA・2007～2009)  
※すべての活動がスペースに入りきらないため、「その他」の欄に続きを記載する。  
果実野菜の生産技術支援(台湾・実施中)  
都市近郊総合開発活性化(GTZ・2002～2006)  
自然資源の持続的 management (KFW・2002～2007)  
小農生産の多様化及び技術化(IDB・2001～2006)  
JOPOI MBARETERプロジェクト(PUND・2004～)



技術協力プロジェクト

2012年06月06日現在

在外事務所 : パラグアイ事務所

## 案件概要表

案件名	(和) 地方分権による環境行政支援プロジェクト (英) Project for the Support to the Decentralization of the Environmental Administration
対象国名	パラグアイ
分野課題1	環境管理-環境行政一般
分野課題2	南南協力-南南協力
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	計画・行政-行政-環境問題
プログラム名	環境保全
プロジェクトサイト	ハ国全土7の地方主要都市
署名日(実施合意)	2008年03月17日
協力期間	2008年09月01日 ~ 2010年08月31日
相手国機関名	(和) 環境庁
相手国機関名	(英) Secretaria del Ambiente(SEAM)

## プロジェクト概要

背景	環境庁は、2000年7月に米州開発銀行(IDB)の支援を受けて環境分野の全ての業務を推進するための実施機関として、農牧省と厚生省の一部の部署が統合して法令1561号により設立された。法令では国家環境制度(SISNAM)の推進と環境政策をより効率的に実施する上で、地方自治体の機能強化を目的とした地方分権化政策を推進することが規程されている。更に、設立から5年を経過した2005年5月にハ国初の「国家環境政策」が策定された。同政権の基本条項として①地方分権化、②市民参加型環境保全、③環境との共存と持続的開発等が掲げられ、環境庁の管理指導の下、各県庁及び各市に環境部門が設置され、環境担当職員が配置された。しかしながら、殆どの環境担当職員は知識と経験が乏しく、①地方都市のニースにあった固形廃棄物の適切な処理がなされていない、②下水管設備が無い地方都市が多く家庭排水の処理が適切に行なわれていない、③環境保全という側面を無視した都市開発計画が策定・実施されている等、地方における環境関連の問題が先送りとなっている。環境庁は上記問題を解決するにあたり、地方環境担当職員へのキャパシティ・デベロップメントを目的とした地方の基礎衛生・環境保全に係る協力を我が国に要請越した。
上位目標	地方自治体の環境行政が整備・改善されることにより、環境問題の解決が図られ、環境汚染の減少により市民の生活が改善される。
プロジェクト目標	地方自治体(対象7市)への環境行政の分権化支援を通じ、地方環境担当官の問題対応能力が向上する。
成果	1. 環境庁環境行政担当官の対応能力キャパシティ・デベロップメントを通じ人材が強化される。 2. 地方自治体(対象7市役所)の環境行政担当部署が強化され問題を解決するための手法を身につける。 3. 地方分権化政策の規定(規則)が確立し、中央・地方間の情報共有・共同作業が促進され、国・地方自治体間の連携体制が確立される。
活動	1. 1 環境庁環境行政官への集中講座の開催 1. 2 地方対象自治体の環境行政実態調査

2. 1 地方自治体環境担当職員への国内研修の実施
2. 2 ゴミ収集処理、ゴミ分別作業手法の現地研修
2. 3 ゴミ環境教育、対象自治体・対象小中学校の選定
2. 4 産業排水汚染処理手法と現地研修
2. 5 河川流域汚染(家庭下水・汚染源管理)手法現地研修
2. 6 農業管理・土壌浸食管理手法現地研修
3. 1 環境行政地方分権化手法マニュアルの作成と適用
3. 2 地方自治体(対象7市役所)環境行政分権化規則の作成と適用
3. 3 対象7自治体におけるプロジェクト成果の他自治体への普及活動
3. 4 対象7自治体のプロジェクト成果体験の他の自治体へのセミナーの開催
3. 5 中間モニタリングの実施

#### 投入

##### 日本側投入

- ・事前評価調査費としてローカルコンサルタント僱上 3,272千円
- ・第三国短期専門家の派遣5分野(①環境行政②廃棄物処理③工場廃水処理・水資源保護④農業・エロージョン防止)
- 4名(4分野)×5MM×70万円×2年=28,000千円
- ・ローカルコンサルタント(なめし皮工場排水処理)0.8MM×556千円=556千円
- ・現地活動費 59千円×12ヶ月×2年=1,416千円
- ・国内研修費(10名×10日×@3,000円×1回×1年)=300千円
- ・教材作成費(製本印刷・翻訳他)500冊×1千円=500千円
- ・パイロットプロジェクト、モデル最終処分場工事費 =3,000千円(複数年度契約)
- ・機材供与費(3市へのリサイクルゴミ分別用機材)3,000千円×1台=3,000千円
- 合計推定額40,044千円

##### 相手国側投入

- ・カウンターパートの配置:
- プロジェクト総括1名 環境庁長官
- プロジェクトコーディネータ 環境庁企画戦略局
- コーディネータ 環境庁地域環境センター職員
- 全国7対象自治体の長と環境担当職員
- ・カウンターパートの出張旅費
- ・専門家執務室の提供
- ・専門家現地巡回指導等活動用車両の提供

##### 外部条件

- ・環境庁設立法令第1561号に基づく法令及び2005年6月発表の「ハラガイ国家環境政策」に変更がない。

#### 実施体制

##### (1)現地実施体制

- ・環境庁には223名の職員がおり、2007年度の年間予算は約1億7千万円(約146.5万ドル)である。現在環境庁(SEAM)には独立した主要業務4部門(水資源保全部、生物多様化保全部、自然資源管理部、環境行政部)の他に地方分権化推進を目的とした「地域環境センター」が企画戦略部と長官官房直下にある。本プロジェクトは「地方分権化の推進による地方環境行政への支援」であり、企画戦略部と地域環境センターを監督機関・実施機関として全国7つの地方都市の環境担当職員を対象に、環境行政の地方分権を視野にいれた研修・訓練を実施する。

##### (2)国内支援体制

- 本邦からの支援は当該プロジェクトでは予定していない。

#### 関連する援助活動

##### (1)我が国の

###### 援助活動

- ・在外主管による技術協力プロジェクト「水質管理・改善計画」2003年12月～2006年12月:イハカイ湖流域及びハラガイ河流域23ヶ所の主要河川の水質モニターリング実施体制の確立
- ・シニア海外ボランティア「環境保護教育」2005年11月～2007年11月

##### (2)他ドナー等の

###### 援助活動

- ・米州開発銀行(IDB):環境庁強化計画及び環境庁と自治体により構成されているCONAM(国家環境審議会)組織強化を目的とした600万ドルの借款(2007年3月終了)
- ・ドイツGTZ:「天然資源保護国家戦略策定」支援 1996年～2004年
- ・ドイツBGR(地質研究院):東部地方4県(イタプア、ミシオネス、アルトパラナ、カーグアス県)の地下水、地質調査への協力2003年～2006年



技術協力プロジェクト

2012年06月06日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

## 案件概要表

案件名	(和)アスンシオン首都圏廃棄物管理事業運営改善計画プロジェクト (英)Administrative Improvement of Solid Waste Management on the Metropolitan Area of Asuncion
対象国名	パラグアイ
分野課題1	環境管理-廃棄物管理
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-公益事業-都市衛生
プログラム名	環境保全
プロジェクトサイト	アスンシオン首都圏
署名日(実施合意)	2007年04月02日
協力期間	2008年08月20日 ~ 2010年08月31日
相手国機関名	(和)アスンシオン首都圏自治体連合、パラグアイ国全国自治体連合

## プロジェクト概要

## 背景

パラグアイ国のアスンシオン首都圏において1990年代初頭から顕在化してきた廃棄物問題の解消のため、我が国は1993年から1994年に開発調査「アスンシオン首都圏廃棄物処理総合計画調査」を実施した。同開発調査では、最終処分場への衛生埋立の導入、15自治体の収集システムの改善、中継基地建設の提案を行い、自立発展を目指した廃棄物管理の導入計画をマスタープラン(M/P)として作成した。また1999年には、そのM/Pに基づき、無償資金協力により廃棄物収集・処理用機材を導入し、廃棄物収集システムの改善を実行している。その結果、現在ではアスンシオン首都圏における廃棄物収集サービスの普及率は、アスンシオン市では約88%、主要10市においても約70%を維持している。

他方、廃棄物管理に活用するための内部留保が蓄積されず、運営資金の不足、それに付随した機材更新の遅延等、事業の存続に支障をきたす問題が生じてきている。その背景には、各市の徴税体系の相違・不備、廃棄物の収集・処分にかかる料金設定方法の不整合、これら税金・料金の支払・運用を規制する制度の未整備、市民・市役所・自治体連合・政府が負うべき責任の認識不足など複数の要因が存在している。更に、このような制度・運営体制の不備により責任者の交代、政治的判断の変更が廃棄物管理事業が持続的に実施されにくい状況を作り出している。

こうした状況の下、アスンシオン首都圏自治体連合およびアスンシオン市役所は、近隣諸国からの技術導入、制度面に関する首都圏各市との交渉等を行っているが、技術的な能力の不足、政治的に公平な第三者の不在などにより、有効な解決策を見出せないことから、2005年9月に我が国に対し事業の運営改善にかかる技術協力を要請した。これを受け、2006年3月に日本国政府は本要望を採択、2007年1月に第一次事前調査を、2007年12月に第二次事前調査を実施し、2008年6月にR/D署名を行い、本プロジェクトを実施することとなった。

上位目標 首都圏の廃棄物管理が向上する。

プロジェクト目標 首都圏自治体の廃棄物管理行政能力が向上する。

## 成果

1. 全てのステークホルダーの廃棄物問題に関する意識が向上する。
2. 各自治体において廃棄物管理担当部署が構築または強化される。
3. 各自治体で廃棄物管理に関する法制度の適正化が推進される。

活動	別添”Plan of Operation”参照。
投入	
日本側投入	(1)専門家派遣(合計:上限20MM) 第一次派遣:2008年9月上旬~12月中旬、2009年1月中旬~3月下旬(コンサルタント1名:廃棄物管理/環境教育) 第二次派遣:2009年8月中旬~2009年12月下旬(コンサルタント1名:廃棄物事業契約管理/財務・会計) 第三次派遣:2010年2月上旬~2010年6月中旬、2010年8月に40日間(コンサルタント1名:廃棄物法制度整備)
	(2)機材供与 コピー機、研修用視聴覚機材(プロジェクター)など
	(3)ローカルコスト セミナー開催費用(交通費以外、テキスト代等)、ハンドブック作成費用、専門家関係ローカルコスト、通訳備上費(日本語-西語)、ローカルコンサルタント備上費(1名)
相手国側投入	(1)技術スタッフ(専門家チームのC/P)、コーディネーターの配置 (2)必要な設備を備えた執務室 (3)移動手段(プロジェクト用車両の提供)
外部条件	パ国政府の介入による大幅な組織変更がない。
実施体制	
(1)現地実施体制	●プロジェクトカウンターパート:アスンシオン首都圏24市 ●プロジェクトダイレクター:Project Implementation Committee (PIC) ●プロジェクトマネージャー:アスンシオン首都圏自治体連合 Mr. Gammara (2008年度からの継続) ●プロジェクトコーディネーター:パラグアイ自治体連合(OPACI)よりアサイン ●プロジェクトマネジメントユニット(PMU):Ms. Joranda(2008年度からの継続)、OPACIより1名アサインがあり、合計2名。 (JCCは、パラグアイ国環境庁長官、PIC、プロジェクトマネージャー、プロジェクトコーディネーター、PMU、JICA(パラグアイ事務所)、専門家、在「パ」日本大使館(オブザーバ)とし、JCCの開催時期としては、プロジェクト初期、中期、終了時の3回を原則とする。)
(2)国内支援体制	作業監理として国際協力専門員へ業務委嘱を行う。
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	個別派遣短期専門家「廃棄物処理管理計画」:1991年~1995年(4回) 個別派遣長期専門家「廃棄物処理管理計画」:1992年~1994年 開発調査「アスンシオン首都圏廃棄物処理総合計画調査」:1993年~1994年 無償資金協力「アスンシオン首都圏廃棄物処理機材整備計画」(収集用車両46台、各種処理用重機等):1999年 個別派遣短期専門家「首都圏廃棄物処理運営」:2000年 シニア海外ボランティア「ゴミ収集車整備・管理」:2002~2003年 草の根技術協力(地域提案型)「廃棄物処理のための研修員受入」:2005年~
(2)他ドナー等の援助活動	米国開発援助庁(USAID):「アスンシオンにおけるウェイトピッカーの生活改善プロジェクト」:2004年~



有償技術支援－附帯プロ

2018年10月06日現在

在外事務所 : パラグアイ事務所

## 案件概要表

案件名	(和)テリトリアル・アプローチに基づく農村開発に向けた農業普及・小規模融資システム改善プロジェクト (英)Project for Improvement in Agricultural Extension and Microfinance System for Rural Development Based on Territorial Approach
対象国名	パラグアイ
分野課題1	農業開発-農業サービス(普及,研究,金融,農民組織等)
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	カアグアス県、アルトパラナ県、サンペドロ県
署名日(実施合意)	2010年12月17日
協力期間	2011年03月01日 ~ 2013年02月28日
相手国機関名	(和)農牧省、農業金融公庫
相手国機関名	(英)Ministry of Agriculture and Livestock, Agricultural Credit for Development

## プロジェクト概要

## 背景

1998年8月にL/A調印、実施した有償資金協力「農業部門強化事業(II)(以下、PG-P14)」では、農牧省(以下、MAG)が中心となって小規模農家支援事業(生産基盤強化、小規模インフラ整備事業、小規模農家への営農資金供与の3つのコンポーネント)を実施し、パラグアイ(以下、「パ」国)の基幹産業である農牧畜業分野の総合的な競争力向上と低所得者層である多くの小規模農民の生活水準の向上を目指した。生産基盤強化コンポーネントでは166箇所のモデル農家(以下、FE)を選定し、これらのFEに対して栽培指導等を行うと共に小規模農家を組織化し、周辺の小規模農家の生産技術向上や生産物の多様化等を図った(モデル農家事業)。しかしながら、MAGの農業普及局(以下、DEAg)によるFEのモニタリング体制、及び継続的に技術・営農指導を行うだけの体制が脆弱なため、開発効果の維持・拡大という点に課題を抱えている。また、小規模農家への営農資金供与(以下、農村金融)は、農業信用公庫(以下、CAH)の手続きが煩雑なこともあり、供与金額が伸び悩んだ。

本円借款附帯プロジェクトは、これらの課題の解決並びに事業効果の増大を目的として、(1)幾つかのモデルFEを選定し、これらFEの指導を通じてDEAgの能力向上を図るとともに、(2)現実的なFEのモニタリング方法及び技術指導体制を構築し、併せて(3)農家の農村金融へのアクセスを改善を実施するものである。

なお、2008年から実施している開発調査「小農のための総合的農村開発計画」の提言を踏まえ、「パ」国政府は国家政策として農村開発にテリトリアル・アプローチ(以下、TA)を導入予定であり、今後はPG-P14で実施した事業も同アプローチの枠組みの中で捉えていく必要がある。については、本円借款附帯プロジェクトでは、TAに基づく農村開発の中で、PG-P14の事業効果の発現を増大させることに留意する。

上位目標 東部地域における小農のための農村普及および農村金融制度が改善される。

プロジェクト目標 小農に対する農村普及及び農村金融が強化され、選定されたモデル農家(FE)の運営管理が改善する。

成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)対象テリトリーにおいてモデルFEの運営管理計画が策定される。</li> <li>(2)小農のための農村金融アクセス及び利用が改善される。</li> <li>(3)モデルFEを拠点とした農村普及サービスが強化される。</li> <li>(4)FEのモニタリングシステムが確立される。</li> <li>(5)プロジェクト地域において、FEの運営管理に関するグッドプラクティスが他のFEに普及される。</li> </ul>
活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.1 市町村レベルでクラスター分析の確認を行う。</li> <li>1.2 対象テリトリーの定義(範囲と特徴)を検討する。</li> <li>1.3 住民を含む関係者と対象テリトリーの定義について合意する。</li> <li>1.4 対象テリトリーのベースライン調査を行う。</li> <li>1.5 対象テリトリーのアクターに関するデータベースを作成する。</li> <li>1.6 DGP(PG-P14の実施ユニット)が率いる中央レベルの調整組織(ICP)が、テリトリーレベルの組織(IT)の構成を決定する。</li> <li>1.7 対象テリトリー内の支援対象となるモデルFEを選定する。</li> <li>1.8 モデルFEの管理計画を作成する。</li> <li>2.1 農村金融の現状を分析し、課題を明確にする。</li> <li>2.2 CAHに対し融資手続き改善のための助言を行う。</li> <li>2.3 CAHに対し改善された融資制度理解促進のための研修教材作成を支援する。</li> <li>2.4 対象テリトリー内で活動するDEAgの農業普及員及びCAH地方出先機関の職員に対し、改善された融資制度にかかる研修を実施する。</li> <li>2.5 小農を対象にCAHが行う改善された農村金融の研修及び促進キャンペーンを支援する。</li> <li>3.1 モデルFEに関連する農村普及サービスの現状を分析し、課題を明確にする。</li> <li>3.2 農村普及サービスに関する研修課題及び内容を明確にする。</li> <li>3.3 農村普及に関する研修教材をC/Pと共に作成する。</li> <li>3.4 DEAg職員を対象とした農村普及に関する研修の実施を支援する。</li> <li>3.5 モデルFEにおける農業普及員の活動モニタリングを支援する。</li> <li>3.6 生じた変化についてICPIにフィードバックする。</li> <li>3.7 関連するC/P機関に対する研修(本邦・第三国)が実施される。</li> <li>3.8 FEに対するサービス強化に必要なとする機材が供与される。</li> <li>4.1 PG-P14の一環として実施されたFEのモニタリング体制を分析する。</li> <li>4.2 PG-P14で作成されたモニタリングマニュアルを改善する。</li> <li>4.3 改善された体制でモデルFEの活動をモニタリングする。</li> <li>4.4 改善されたモニタリング体制を評価する。</li> <li>4.5 生じた変化についてICPIにフィードバックする。</li> <li>5.1 プロジェクトで開発されたFEの運営管理に関するグッドプラクティスを体系化する。</li> <li>5.2 関連するプロジェクトとFEの運営管理に関するグッドプラクティスの移転を図る。</li> <li>5.3 展示会(Dia de Campo)を通じて、FEの運営管理に関するグッドプラクティスについてプロジェクト対象ITにおいて共有する。</li> <li>5.4 展示会(Dia de Campo)を通じてFEの運営管理に関するグッドプラクティスをモデルFE以外のFEと共有する。</li> </ul>
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.1 専門家派遣 <ul style="list-style-type: none"> <li>1)本邦派遣:チーフアドバイザー、農村開発/組織強化</li> <li>2)ローカル・リジョナル:テリトリアル・アプローチ、参加型開発、農村普及、農村金融、モニタリング</li> </ul> </li> <li>1.2 現地活動費(ローカル・リジョナルコンサルタント契約経費、消耗品費、車両等)</li> <li>1.3 現地研修(教材作成経費、研修実施経費)</li> </ul>
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>2.1 カウンターパートの任命 <ul style="list-style-type: none"> <li>1)プロジェクトディレクター</li> <li>2)スタッフ、秘書等</li> </ul> </li> <li>2.2 オフィス、車両、その他必要な機材の提供(専門家用車両)</li> <li>2.3 プロジェクト実施経費</li> </ul>
外部条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)パラグアイ側の政治的なマンデートに大きな変化が生じない。</li> <li>(2)C/P機関の構造に大きな変化が生じない。</li> </ul>
実施体制	
(1)現地実施体制	<p>本プロジェクトは、PG-P14の本体事業実施機関であったMAG及びCAHをC/P機関とする。一方、テリトリアル・アプローチを実施するための体制として、MAGの企画総局(DGP)、DEAg本局、CAH本部、DGPの下部組織となるPG-P14の実施ユニット(UGP)、プロジェクト専門家、JICA事務所で中央レベルのプロジェクト調整組織(ICP)を形成し、また現場レベルではDEAgの農業開発センター(CDA)・農業技術普及所(ALAT)及びCAH地方支局に加え、地方行政機関である県庁、市役所等、民間セクター(企業、農協等)と連携してテリトリー調整組織(IT)を設立する。本案件においては、これらの体制によりテリトリアル・アプローチに基づく運営をするもの、プロジェクト活動として農村普及と農村金融の2点について改善・発展を図るものである。</p> <p>なお、複数機関が関係する実施体制については、現在実施中の開発調査「小農支援のための総合的農村開発計画調査」により実施体制の基礎を構築しており、プロジェクト開始に当たっては円滑な立ち上がりが見込める。</p>
(2)国内支援体制	無し
関連する援助活動	
(1)我が国の	【有償資金協力】

援助活動

<本体事業> 農業部門強化(Ⅱ):1998年8月～2010年2月/貸付総額15,525百万円  
<附帯事業> 農業部門強化(小農自立化支援)専門家:2010年7月～10月

【開発調査】小農支援のための総合的農村開発計画調査(2008年～2011年)

【技プロ・その他事業】

南東部小農協強化計画(2007年1月～2010年1月)

小農自立化支援プログラム企画調査員(2009年8月～2010年8月)



技術協力プロジェクト

2018年10月05日現在

在外事務所 : パラグアイ事務所

## 案件概要表

案件名	(和)小規模ゴマ栽培農家支援のための優良種子生産強化プロジェクト (英) Strengthening Production of Sesame Seeds for Small Farmers
対象国名	パラグアイ
分野課題1	農業開発-園芸・工芸作物
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	アスンシオン大学農学部本校及び地方分校(サンペドロ県、ボケロン県、アマンバイ県)
署名日(実施合意)	2009年07月30日
協力期間	2009年10月26日 ~ 2012年10月25日
相手国機関名	(和)アスンシオン大学農学部
相手国機関名	(英) Facultad de Ciencias Agrarias, Universidad Nacional de Asuncion

## プロジェクト概要

背景  
パラグアイ国(以下、「パ国」)のマクロ経済は農業・牧畜に大きく依存し、パ国人口5,899千人(2005年人口センサス統計局出典資料)の内、約48%は農村に住み、こうした人々が生産する農産物は全体輸出高の40%、GDPの27.2%(2004年農牧省統計局出典資料)を占めている。1970年代から中・大規模農家(20ha以上)による大豆・小麦栽培は国の主要輸出産品となり、大豆は輸出高1位を占めている。また、1960年代までは輸入作物であった小麦は国内消費量を満たすのみならず、近年ではボリビア・ブラジルへ輸出生産が拡大している。一方農業人口の84%を占める小規模農家(20ha以下、農牧省統計局出典資料)は主に収益性の低い伝統的作物(綿花、キャッサバ、トウモロコシ、豆類)の栽培に従事しているが、1990年代より家族農業を中心とする小農向け作物として収益性の高いゴマ栽培が換金作物として広がり始めた。1999年には5,000世帯の小農がゴマ栽培に従事するようになり、2005年には35,000世帯(2006年UNDP出典資料)に拡大した。農牧省は主要農産物である綿花と同様に「小農支援ゴマ栽培プログラム」を国家政策に位置づけ、一部の小農に対し国の助成金制度を適用して支援している。しかしながら、パ国で栽培されているゴマ種子の多くは複数の国から不正輸入によるため、原産地、種子名が不明で、色・粒が不揃いなまま流通されている。また、小農が自前で収穫した種子をそのまま次年度に作付けするなど品質管理、優良種子の選抜等の遅れによる品質の劣化と収穫量の減収が目立っている。かかる事態に対応するためパ国政府は、ゴマ生産地3県に分校を持つ国立アスンシオン大学農学部を通じて、産学連携協力としての技術協力を日本に要請した。

上位目標  
ゴマ優良種子と適切な技術の導入により、小農のゴマ栽培生産が向上する。

プロジェクト目標  
種子農家の栽培技術が向上し、小規模ゴマ栽培農家のニーズに沿った優良種子が供給される。

成果

- 1 ゴマ優良種子生産のための官・民・学連盟が確立する。
- 2 既存ゴマ種子の純化栽培により、品種(特徴)が判明する。
- 3 新たに導入するゴマ種子から優良種子が選定される。
- 4 種子農家がSENAVE認定検査種子の生産・栽培技術を取得する。

5 小規模生産者リーダーがゴマ優良種子の適性栽培技術の重要性を理解する。

活動

- 1-1 ステークホルダー間の調整と定期的な会合の開催
- 1-2 優良種子成果発表会・セミナー等の開催
- 1-3 活動成果の年間報告書の作成
- 1-5 ジーンバンクの整備
- 2-1 ゴマ既存品種の分類
- 2-2 ア大学農学部・地方分校を含む圃場の整備
- 2-3 種子の純化栽培の実施
- 2-4 純化栽培され収穫した種子の一連の分析検査の実施
- 2-5 純化圃場の監査
- 2-6 ゴマの外観分析をもって、純化プロセスの成果の評価を行う
- 2-7 純化圃場の種子を収穫し条件を整える
- 2-8 ゴマ種子品質分析ラボの機器整備、実験圃場の強化
- 2-9 農学部の種子ラボにおいて、純化プロセスによって入手した種子の品質を評価する(発芽率、色、味、含有油、たんぱく質)
- 3-1 メキシコ産ゴマ種子の導入
- 3-2 プロジェクトサイト3箇所の圃場での土壌・気候に適した適応性試験栽培の実施
- 3-3 優良種子の選抜・分析(発芽率、色、味、含有油、たんぱく質)
- 3-4.1 メキシコでのカウンターパート研修(INIFAP)
- 3-4.2 ゴマの遺伝子選択のためのパラグアイカウンターパートのメキシコを訪問
- 3-4.3 育種、遺伝資源、病害虫、種子生産におけるメキシコの専門家の支援
- 3-5 適正試験栽培の基礎的な品種交配技術の実施
- 4-1 種子農家向け栽培テキストの作成
- 4-2 種子農家向け講習会・研修会の実施
- 4-3 生産した監査種子の検証と技術支援のための現場訪問
- 4-4 種子生産者の野外講習会の開催
- 4-5 プロトタイプのコマ播種機の製作
- 5-1 小規模ゴマ生産者向け栽培テキストの作成
- 5-2 小規模ゴマ生産者への適正栽培方法の講習会の開催
- 5-3 展示圃場での野外講習会の開催
- 5.4 生産者が生産した種子の事後コントロールを実施する

投入

日本側投入

- ・メキシコ事前評価調査団派遣費等 1,701千円
- 1) 第三国短期専門家派遣メキシコ国(コマ遺伝改良技術、メキシコINIFAP農業研究所 3MM×2名×3年×750千円=13,500千円)
- 2) 第三国短期専門家派遣メキシコ国(コマ(植物)病理学) 3MM×1名×3年×750千円=6,750千円
- ・機材供与及び同大学農学部分校圃場整備
- ・農学部コマ研究ラボ等への機材供与 3年間で = 18,000千円
- ・現地活動費:セミナー講習会、現地巡回指導諸経費等 2,150千円×3年間 =6,450千円
- ・カウンターパート、メキシコ研修費= 1,646千円

合計投入予定額:48,047千円

※本案件はJMPP(メキシコ・日本パートナーシッププログラム)として実施、メキシコ側の投入はC/P研修員受入れ、INIFAP専門家の派遣

相手国側投入

- 1 カウンターパートの配置  
プロジェクト総括 アスンシオン大学農学部部長  
プロジェクトコーディネーター 農学部農学技術科責任者及び同学部地方2分校の長

- アスンシオン大学農学部種子研究ラボ責任者等8名
- 2 ゴマ研究ラボの整備(電気配線整備、浄水整備、空調整備)
- 3 地方分校のコマ圃場の提供
- 4 専門家執務室の提供(電話、事務机、書棚取付)
- 5 現地調査、地方出張時の運転手の提供

外部条件

パ国の小農支援政策戦略プログラムに位置づけられている「コマ栽培政策支援」に大幅な変更が生じないこと。

実施体制

(1)現地実施体制

アスンシオン大学農学部は208人の教官(内訳:常勤75名非常勤133名と227名の職員により運営され、年間予算は4,020千ドル(約361,800千円)のパ国唯一の国立農学部である。同農学部農業科農業生産種子研究室の教官8名がカウンターパートとなる。また、全国3県(サンペドロ、アマンバイ、コンセプション)に同大学管轄の農産物試験栽培圃場を有し、今後、「優良種子コマ栽培試験」のため同圃場を利用して学生と本校及び地方教官による生産者を対象とした「圃場での実習」、「セミナー講習会」の開催が定期的に行なわれる。

(2)国内支援体制

関連する援助活動

(1)我が国の

1) 我が国の援助活動

援助活動

対パラグアイ援助の重点プログラムの一つである「小農自立化支援」プログラムにおける他案件(技プロ1件、付帯プロ2件)との相乗効果が期待出来る。

(2)他ドナー等の

USAIDが民間セクターを対象としたコマ生産に関するトレーサビリティ強化の協力を実施中であり、必要に応じた情報交換を図っている。

援助活動



技術協力プロジェクト

2013年10月02日現在

在外事務所 : パラグアイ事務所

## 案件概要表

案件名	(和)養殖産業強化プロジェクト (英) Strengthening of Rural Pisciculture in Paraguay
対象国名	パラグアイ
分野課題1	農業開発-水産
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	農林水産-水産-水産
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	アスンシオン大学獣医学部水産学科イタプア県、アルトパラナ県
署名日(実施合意)	2009年06月19日
協力期間	2009年06月19日 ~ 2012年06月18日
相手国機関名	(和)アスンシオン大学獣医学部
相手国機関名	(英) Facultad de Ciencias Veterinarias de la Universidad Nacional de Asuncion

## プロジェクト概要

背景	Since Paraguay is a landlocked country, fish consumption is mainly based on artisanal and commercial fishery from the Paraguay and Parana rivers. However, because of the high fishing pressure and other anthropogenic activities effects which have had an impact over the fish species communities, there has been a gradual decrease on the size and number of river's fish species captured. As a result, presently there are fewer quality and quantity of high economic value fish available in the market, generating overfishing of certain species. Taking into consideration the country possesses in abundance shallow and underground water sources, there is an option for generating high biological value protein through pisciculture in rural areas. Fish production may be focused on a variety of commercial levels. It allows family labor involvement, turning this activity in a profitable income for the community core. Regarding the fish species, many options may be considered, but "tilapia" and "paku" have proven to be profitable and provide labor opportunity for different rural family members, specially women and the youngsters. The implementation of these kind of productive project, would allow the existence of good quality food, and also promote the use of rural workforce.
上位目標	The nourishment of the families of the small rural producers involved in the project is improved, and they acquire higher economic income level.
プロジェクト目標	Small rural producers, members of committees, apply pisciculture as agricultural diversification
成果	1. Interinstitutional joint work mechanisms are established 2. Professional capacity and the infrastructure of the Faculty of Veterinary Sciences at National University of Asuncion on issues related to pisciculture is strengthened 3. Producers acquired techniques for production and commercialization of fish in their farms
活動	for OUTPUT 1: 1.1.To gather information about the current situation of pisciculture in each one of the districts that signed the commitment letter

- 1.2.To sign work agreements between FCV–Municipalities–Committees
  - 1.3.To provide advise for business deal agreements between the small producers committees and the private sector
  - 1.4.To organize training workshops at the FCV for referenced local technicians designated by each municipality to standardize procedures and information
  - 1.5.To hold workshop meetings with the municipalities, committees, and referenced technicians for monitoring of the project
- for OUTPUT 2:
- 2.1.To develop technical materials oriented to the methodology of extension for the small producers
  - 2.2.To train FCV's personnel about the methodology of extension
  - 2.3.To train FCV's personnel about processing, conservation and commercialization of fish products
  - 2.4.To develop a technical guide about processing, conservation and commercialization of fish products
  - 2.5.To analyze in function of demand, the need to improve and strenghten the pre-existing infrastructure at FCV
- for OUTPUT 3:
- 3.1.To train small rural producers about production, processing, conservation and commercialization of fish products
  - 3.2.To develop project's diffusion material
  - 3.3.To select reference small rural producers of each committee in order to hold meetings and practical trainings
  - 3.4.To train producers in the selected committees about pisciculture's theory and practice
  - 3.5.To prepare the pisciculture fish ponds
  - 3.6.To deliver tilapia's alevins to the small producers and breed them
  - 3.7.To implement a producers'daily activities registration notebook
  - 3.8.To train small producer about alternative balanced fishfeed production using common farm products and industrial sub-products
  - 3.9.To promote the desing of a movil freezing device for fish products conservation

#### 投入

##### 日本側投入

Dispacht of Experts (PPJA framework)  
 Dispacht of veterinary technicians for training in Argentina (PPJA framework)  
 Various Inputs (hormones with their chemical reagents and balanced fishfeed)  
 Vehicle 4x4  
 Conditioning of the pre-existing infrastructure if needed

##### 相手国側投入

Operational Expenses of the training courses  
 Counterpart personnel (One general coordinator and one deputy coordinator)  
 8 veterinary technicians of FCV  
 Pre-existing Infraestructure and equipment  
 Travel allowances for counterpart personnel  
 Various Inputs

##### 外部条件

Operational Expenses  
 National authorities (regional and local) aknowledge and support the project  
 Inputs prices remain relatively stable.  
 There are not extraordinary climatic events (floods and drought)  
 There are not limiting legal regulations to the expansion of pisciculture  
 The municipalities remain interested in the project  
 Market demand remains stable.  
 Agressive pathologies that affect fish production do not occur  
 Economic market stability

#### 実施体制

##### (1)現地実施体制

Executing counterpart: Faculty of Veterinary Sciences of the National University of Asuncion in partnership with the municipalities of the target population

##### (2)国内支援体制

Beneficiary counterpart: Small rural producers committies  
 N/A

#### 関連する援助活動

##### (1)我が国の

##### 援助活動

Program for the improvement of self-reliance of rural small producers.

##### (2)他ドナー等の

##### 援助活動

FAO with MAG (Ministry of Agriculture and Livestock) as counterpart elaborated a "Diagnose of Aquaculture in Paraguay" an launched the National Plan for Aquaculture promotion.



草の根技協(地域提案型)

2017年12月05日現在

本部/国内機関 : 四国支部

## 案件概要表

案件名	(和)香川らしい国際協力プロジェクト「パラグアイにおける農産物利活用支援プログラム」 (英)Kagawan international Cooperation Project "The Support Program on Utilizing The Agricultural Product in Paraguay"
対象国名	パラグアイ
分野課題1	農村開発-地方産業育成
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農産加工
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	パラグアイ、ラ・コルメナ市
署名日(実施合意)	2010年05月15日
協力期間	2010年05月15日 ~ 2013年03月31日

## プロジェクト概要

背景	<p>ラ・コルメナ市においては、農業が主な収入源であり、収穫される農産物(果物、野菜、サトウキビ等)は国内市場でも良質なものとされているが、直接気候の影響を受け収量が安定していない。また、市場規格外の余剰農作物については、搬送コストが課題となりマーケットへの直売もされていないまま廃棄されており、収入低下を招いている。</p> <p>したがって、農業者の収入は最低賃金の半分以下(約100ドル/月)であり、家族が外国に出稼ぎに行き、仕送りでやりくりしている状況にある。さらに、収入が低いいため、十分な教育、保健サービスがまともに受けられず悪循環に陥っている。</p> <p>一方、香川県では、温暖な気候により多品目の農産物の生産をしているものの、県土面積が最も狭く他産地に比べ、生産規模が小さく、量に依存した有利販売には限界があることから、特色ある農産物の生産を推進し、有利販売を促進していくため、消費者ニーズの的確な把握に基づくブランド化を推進している。食品産業などと地域農業の連携を強化し、県産農産物を加工利用した新製品の開発やその販路拡大を進めており、それらの取り組みはラ・コルメナ市の課題解決に寄与することができると思われる。</p> <p>ラ・コルメナ市では、1936年に香川県人を含む日本人の移住が始まり、日本人のパラグアイ移住発祥の地となっている。2006年からは小豆島の土庄町とも友好交流があり、香川県内では、ラ・コルメナ市の発展を願う心が常にある。そのようななか、県人会を通じ、上述のようなラ・コルメナ市を取り巻く状況、課題を聞き、協力・支援する意向である。</p>
上位目標	農産物の利活用についての知見が深まる。 計画的に農業生産が行なわれるようになる。 ラ・コルメナ市農業者の生活水準の向上 香川県との持続的な交流
プロジェクト目標	農産物の生産や販売などを考慮した加工に関する知識・技術の向上
成果	マーケティング能力が向上する。 農産物加工技術を習得する。

活動

- ・現地職員などを対象とした農産物利活用に関するセミナーの開催(香川県における取り組み事例の紹介など)
- ・現地の状況把握
- ・情報提供
- ・県庁内の業務従事課による農産物の生産、加工、販売に係る研修
- ・農協など関連機関における研修
- ・関連施設の視察

日本側投入 (平成22年度～平成24年度) 専門家派遣 3名×2週間、研修員受入 3名×2週間

#### 実施体制

- (1) 現地実施体制 ラ・コルメナ市、香川県人会などが専門家派遣の際に支援。ラ・コルメナ市庁内に本件担当者を置き、香川県との連絡窓口となっている。
- (2) 国内支援体制 香川県農政水産部を中心に本件、研修員受入、専門家派遣を実施。



個別案件(専門家)

2017年12月05日現在

在外事務所 : パラグアイ事務所

## 案件概要表

案件名	(和)経済危機が農村雇用に与えた影響確認 (英) Study on Impact of the Economic Crisis in Rural Employment
対象国名	パラグアイ
分野課題1	農村開発-その他農村開発
分野課題2	社会保障-労働・雇用関係
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	パラグアイ国農村部
署名日(実施合意)	2009年10月13日
協力期間	2009年11月16日 ~ 2010年08月31日
相手国機関名	(和)法務労働省
相手国機関名	(英)Ministerio de Justicia y Trabajo
プロジェクト概要	
背景	農村における雇用は、就労人口(PEA)の44%を占めており、このうち男性が68%、女性が32%となっている。農業部門は経済危機によって最も打撃を受けた分野の一つである。この分野は農村での雇用の大半(64%)を占めている。農村における失業率は13.2%であり、このうち120,000人は、潜在的失業者(9.5%)の部類に属する。農村で潜在的な失業率が高い原因は、経済システムが雇用を吸収する能力がないためである。就労可能な人口で見ると女性は40%となっているが、雇用状況は30.9%となっている。これは、女性が家事手伝い等都市部での雇用を求めて、農村から転出しているためである。農村での労働者では、10名中4名は自営であり、2名は民間の被雇用者である。これらの指標は全て、農村において最低限の雇用を達成する条件が不足していることを意味している。最低限の雇用の要素は1)国際的な労働基準の順守、2)雇用条件及び収入条件の改善、3)社会保障の拡大と4)社会保障の強化の4つとなっている。これらがディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)指標(ITD)を形成しており、この4つの指標の進展は全国では12.1%、農村では4.6%という数字となっており、現在、深刻化している経済危機はパラグアイでは悪化の傾向にある。このため、関連情報を一つにまとめ、適切な対策の把握を可能とするための分析が必要である。これをベースにし、農村でのディーセント・ワーク指標の改善を可能とする労働条件の向上に関する提案を策定する必要がある。
上位目標	ディーセント・ワーク指標(ITD)が改善される。
プロジェクト目標	農村におけるディーセント・ワーク指標(ITD)の向上につながる労働条件の改善に貢献する提案が策定される。
成果	(1)農村において、雇用に対する国際的な危機の影響を緩和する措置が策定される。 (2)(1)の成果に基づき、UNDPと連携し、「パラグアイ、2009年人間開発報告書」を策定及び発表する。
活動	(1)パラグアイ農村での経済危機の雇用への影響を調査し、パラグアイ政府が農村雇用に対し講じるべき措置を提案する。

- a. 雇用と収入の状況:現状分析と組織及び経済状況の把握、実施の際のキーパーソンの把握を含む改善提案の作成。  
インフォーマル雇用の特徴、地域、性別の分類も含む。
- b. 社会的及び三者協議:現状分析、組織、財政状況、実施のキーパーソンの把握を含む改善案の作成。
- c. 農村における労働市場、社会経済及び人口統計の精度の向上と技術支援。
- d. 農村における雇用の特徴と状況、限定要因。
- e. 農村における雇用の拡大と改善のための提案。
- f. 経済的要素と国際的な財政危機、ディーセント・ワークとの関係に関する分析:機能と担い手の分析、結論と農村都市部の分類形態の傾向。比較分析。
- g. 1)農村におけるフォーマル雇用、2)農村での民間雇用、3)農村での自営、4)農村での無給の家族労働力等、主な雇用分類におけるディーセント・ワークの成功例を分析し、取りまとめる。

(2) (1)の成果に基づき、UNDPと連携し、「パラグアイ、2009年人間開発報告書」を策定及び発表する。

#### 投入

##### 日本側投入

- (1) 専門家派遣の経費。
- (2) セミナー及びフォーカ・スグループ・ディスカッションの経費。
- (3) コンサルタント調達及びUNDPとの共同出版経費。
- (4) 発表イベント経費。
- (5) ケーススタディ及び農村調査経費。

##### 相手国側投入

- 司法労働省は、
- (1) 労働官房から、共同分析が可能となるカウンタパートを配属する。
  - (2) 現地調査のための車両を提供する。
  - (3) 情報編纂のための基本情報を提供する。

##### 外部条件

(活動は既存の調査及び資料に基づいて行われるため)調査に必要な既存データが質及び数共に存在すること。

#### 実施体制

##### (1)現地実施体制

司法労働省の主な業務は、この分野において労働法の順守、労働組合、社会的な基準及び労働条の平等性を監督することである。

労働官房の部署は、労働総局、労働衛生及び安全総局、国立雇用サービス局、女性労働者総局、パラグアイ労働調査院と社会開発院によって構成されている。

本案件については、司法労働省国際協力総局及び労働総局がCP機関となり、UNDPパラグアイ事務所が備上するローカルコンサルタント、JICAが備上する本邦コンサルタント及びローカルコンサルタントにより実施することを想定している。なお、実施に先立って、UNDPパラグアイ事務所とは、ドナー連携に係る協定書を締結した上で実施することを申し添えます。

##### (2)国内支援体制

なし

#### 関連する援助活動

##### (1)我が国の

##### 援助活動

本案件は、世界的な経済危機と2011年にはディーセント・ワークに焦点をおいている人間開発報告書の策定のために生まれたドナー間の関係を発端としている。JICAはこの調査の実施に当たり、ILOの地域事務所やパラグアイUNDPと連携を図っており、これの組織から国際的及び国内の専門家による支援が可能となる他、これらの指標は全国的に参考となるものであるため、パラグアイにとっても重要なものである。なお、本要望調査票の内容については、現地レベルにてILO及びUNDPと調整済みであることを申し添えます。

##### (2)他ドナー等の

##### 援助活動

UNDPとの協調案件。